

鳥取県告示第460号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成20年度から平成23年度まで	大山町（神原、中高、野田及び平木の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町神原、中高、野田及び平木の各一部	平成24年6月26日
〃	平成21年度から平成23年度まで	大山町（神原、中高及び平木の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町神原、中高及び平木の各一部	〃
日野郡日南町	平成21年度から平成23年度まで	日南町（花口の一部〔804〕）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃
〃	平成20年度から平成23年度まで	日南町（宮内の一部〔803〕）の地籍図及び地籍簿	日南町宮内の一部	〃
〃	平成21年度から平成23年度まで	日南町（大字下阿毘縁の一部〔805〕）の地籍図及び地籍簿	日南町大字下阿毘縁の一部	〃
〃	平成22年度及び平成23年度	日南町（大字下阿毘縁の一部〔20103140101〕）の地籍図及び地籍簿	日南町大字下阿毘縁の一部	〃